

# ひまわりからの メッセージ

140号

2023.6.12.

NPOひまわりの花内  
西濃圏域  
発達障がい支援センター

発行人：中野たみ子

## 人生の 宝もの



先日、高校時代の同窓会がありました。ミニ同窓会と聞いていたので二十名程の出席だと思っていましたが、何と五十三名も集まり、そして七クラス中、物故者も分かっているだけで五十名をこえていると知られました。

私たちが高校へ入学した年に校舎は藤江町から現在の中川町に移ったのですが、当時は駅から学校まで田畠が続いていて朝と夕方に近鉄バスが電車通学の生徒をピストン輸送していました。

一日の授業が終わると掃除時間です。私は家庭科室の分担でしたが、掃除の終了时刻になると家庭科の先生が点検にいらっしゃつて、「ここが拭けてない。やり直して!」と言われます。そこは拭いた所ですが……と訴えても「でも、汚いでしょう」と厳しい口調でおっしゃいます。もちろん、私たちは拭き直すのですが、そんなことが度重なると、生徒としては、通学バスに乗せないと

めの意地悪なのではと勘織りたくなったものです。当時、通学生が自転車に乗せてくれたのです。もちろん二人乗りは禁止ですが、先生たちは「バスに乗り遅れたんだな」と、見て見ぬふりをして下さったのでしょう。古き佳き時代のことです。見通しの良い田んぼの中の野道を走ったことが昨日のことのように思い出されます。

あれから六十年もの歳月が経ちましたが、私たちの関わりはずっと続いていて、私がNPOを起ち上げた時には、自転車に乗せてくれた友だちはもちろん、高校一年の時の友人たちが協力して支えてくれました。「貴女は自分がやりたいと思ったことを今までやそ來たのだから死ぬまでずっとやっていくよ」と友の一人は言います。「私たちは旅行に行ったりしてるので、貴女は来られないでしょう?」と、もう一人の友が傍で私を誘ってくれます。「いつか一緒に行けるといいね」と笑いながら、おそらくそんな日は来ないだろうと皆、思っているのです。常日頃会えないでも、支えてくれる友がいてくれるということは、本当に心強いことです。良き友をもつことは人生の宝と言つてもいいでしょう。

今の子どもたちは、どうでしょう。人ととかわることが苦手な子も多いうつに思います。甘言にだまされずに生涯の友を見つけていくことはいいと願わずにはいられません。庭先に紫陽花が咲いています。

けれど、そんな時、助つ人が来てきます。自転車通学の同級生が自転車に乗せてくれたのです。もちろん二人乗りは禁止ですが、先生たちは「バスに乗り遅れたんだな」と、見て見ぬふりをして下さったのです。

バスに乗り遅れると、一時間後の定期バスを待つか、駅まで歩いていくしかなかったからです。

## 発達障害の特性伝え

入社したのに――

六月七日付の朝日新聞の一面と二面には、発達障害の人  
の就労についての記事がありました。

四十年代の女性は、お子さんが発達障害と分かり、自身も職場でうまくいかなかつたことから、診断を受けたところADHDとASDだとわかつたそうです。そして五年前に障害者雇用枠で工企業に契約社員として採用された時に障害の特性を伝えられたのですが、配属された部署は業務の種類も量も多く、締め切り直前の仕事を振られることもあつたといいます。仕事の連絡は文字に残るものにしてほしいと文書で伝えましたが、上司は口頭で指示を出すことも多く、その方はうつ病を発症し、その後病状が回復したにもかかわらず復職できず雇い止めされたということでした。

二十代の女性は小学生の時にASDと診断され、障害者枠での就労も考えたのですが希望する仕事に携われる会社が見つからなかつたために一般就労することにし、採用試験を受け入社しました。長く勤めたい会社だから、特性を理解してもらつた方が良いと考えた女性は、入社一ヶ月後に社長に伝で」という条件がついています。この条件は非常にあいまい

えたところ、面接時に言わなかつたことを批判されたそつです。そして、職場での配慮についての話し合いの場を設けてほしいと再三要求したそつですが、結局一度も話し合いの場は設けられることはなく、退職に追い込まれることになつたのでした。

## 合理的配慮について

合理的配慮は、06年に採決された国連の障害者権利条約に盛り込まれた考え方で日本は14年に条約を批准しました。そして、16年には改正障害者雇用促進法と障害者差別解消法が施行されています。前者は雇用主が従業員に対して合理的配慮をするように求められており、後者は、行政機関や民間の事業者が利用者に対して合理的配慮をするように求めています。

朝日新聞によれば、21年に東京都が18歳以上の都民五〇〇人を対象に「合理的配慮の提供」を知っているかどうかアンケートをしたところ、七割の人が知らないと答えたということです。いくら法律が施行されても、知らない人が多いということでは、企業で理解してもらえないということが起きても不思議ではありません。この法律には罰則規定はありません。しかも法律で定める合理的配慮には「提供する側の過重な負担にならない範囲



で、過重な負担がどのようなものが判断が難しいでしょう。しかも発達障害ということは広く知られるようになつたものまだまだ理解されないので現状ではないでしょうか。

私の周りにも、わが子の発達障害の特性を理解しようと努力しない保護者も多くいらっしゃいますし、多動が落ち着いてきたのでもはや発達障害とは無関係であると考えておられる方もいらっしゃいます。そしてそれは当然とも言えます。大人になつた時の本人の困りは、それそれ異なつているので家族であつても理解し得ないこともあります。

また、朝日新聞に紹介された方々は、自分の困りをわかつて配慮してほしいと声をあげた方でしたが、実際には自己理解ができるいない人の方がとても多いように思います。また、例え分かっていても上手に表現できなくて相手に伝わらないといふこともあるのでしょうか。

自分がどうしてもらえば助かるのか、どういう状況下で困るのかがわかつても企業側が過重な負担であるとうえるとしたら、なかなか合理的な配慮はしてもらえません。幼少期から途切れのない支援を…と呼びづけてきましたが、園や学校での合理的配慮も一時期よりも後退しているのではないかと思うのは私だけなのでしょうか。社会的障壁「を無くしていくことの困難さを感じる昨今です。

## ●ある園で、製作の様子を参観しました。 巡回でふと感じじる あれ・これ

●ある園で、製作の様子を参観しました。担任の先生は製作過程を①～④まで視覚的に理解しやすいように黒板に貼って下さっていました。ことばの指示だけでは難しいと考えて視覚支援をして下さったのです。ただ残念なことに、子どもたちはそこまで育っていませんでした。自分が①～④の過程のどこをやっているのか分からぬのです。視覚支援は多すぎると逆効果になります。子どもの発達を考えて呈示数や呈示方法を変えたいがないといけないのではないか。

★ 小学校一年生の授業です。先生は「30ページを開けましょう」と指示されました。あれ? 一年生はまだ5までの数を学んでいる段階ですが…。案の定、子どもたちは、すぐに開けられませんでした。ことはだけでなく黒板に30と書いて、同じところを探せたら子どもたちは喜んで探すだろうに…と思つたことでした。

★ 最近は園でも学校でも支援員がやたらと多く配置されるようになりました。それだけ支援を必要とする子どもたちが増えたということなのでしょう。けれども担任と支援員の関係は、なかなか難しいものだと思ひます。「支援が必要な子も含めて貴方の担任ですよ」と言いたくなる程、支援が必要な子以外の子だけ見ている担任が多いように思ひます。しかも

支援員がベテランで担任が若い場合には、支援員の方が  
がイニシアティブをとってしまっている場面にも出会います。

若い先生方にとつては、楽なことかもしませんが、学級  
全体を見渡すことがどんどん減っていかない心配です。  
それに、支援を受けている子どもの方も、担任の一斉指  
示を聞くがなくとも側に居る支援員が手取り足取りや  
つくれるので、何も困りません。そもそもえてラッキーと  
いうところですが、本当は子どもたちの自立を妨げている  
のであって、とても合理的配慮と言えないのではないかと  
思うことがあります。「支援は引き算である」とことは、何も  
園や学校に限ったことではなく、家庭生活においても同じ  
ことが言えると思ひます。

本園、小学校、中学校、高校……と様々な機関に伺うと  
必ず話題にあがるのが保護者との関係です。学校での行  
動を伝えても「家ではそんなことはない」と家族は信じられ  
ないし、お互に不信感をつのらせてしまつこともあります。  
子どもたちは、当然家庭での姿と学校  
での姿は異なっています。集団生活を送る上で  
社会性やコミュニケーション力というものは、当然必  
要ですが家庭の中では集団における適応力の有無は

見えません。そんなところに園や学校と家庭のヒュエ方  
の違いによるあつれきが生じるのもかもしれません。

集団における子どもの行動については、「いつ、どこで、どんな  
状況下で、誰にに対して起きるのか」また、「こんな時には起  
こらぬ」という分析がどうしても必要です。学習面の困り  
が行動として現われることもあるでしょう。お互いに子ども達  
をよくしたり、健やかに育てほしいと願っているはずですから。  
先生方は、「こんなことがありました」だけではなく、「それは  
こういう彼の困りから起きたことだ」と思い、学校ではこう様に  
考えてこんな関り方をしていきます」と話すことが大事なので  
はないでしょうか。そして家庭でも、「園でも」とともうえはい  
い」とか、学校や放課後デイサービスに子育てをまかせようと  
するのではなく、親としてしっかりお子さんと向き合ってほしいと  
思います。世の中は変化してきましたし、そのうちにAIが  
大きな力をもつようになるのかもしれません、家庭のあり方  
や人と人の関りの中で何か大切なか、生命体としての自分  
を見つめ直していくことは必要ですね。

## 〈お知らせ〉

7/5 ヒアサポート  
(ソフトピアセンター)

7/10 センター親の会  
(ストピアセンター)

7/22 家族会

その他成人相談

7/10 指斐川町

7/11 養老町

7/25 安八町

※他の市町でも  
相談会を行っています。  
市町の窓口までお問  
い合わせ下さいが、事  
務所まで。

0584-84-8350  
(NPOひまわりの花)